

改正

平成24年3月26日告示第26号

日出町土木設計等委託業務検査要領

(目的)

第1条 この要領は、日出町が発注する建設工事に係る測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）の検査について必要な事項を定めることにより、適正な検査業務を確保するとともに、委託業務の成果品の品質向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 町長から検査を命じられた職員又は検査を依頼された職員をいう。
- (2) 受託者 日出町と委託業務の実施に関し、契約をした者をいう。
- (3) 調査職員 日出町土木設計業務等委託契約約款（平成13年告示第5号。以下「約款」という。）第9条に規定する者をいう。
- (4) 管理技術者 約款第10条に規定する者をいう。
- (5) 照査技術者 約款第11条に規定する者をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、完了検査及び部分完了検査とする。

- 2 完了検査は、約款第31条第2項に規定する委託業務の完了の確認をするための検査をいう。
- 3 部分完了検査は、約款第37条第1項に規定する業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分及び第2項に規定する受託者の承諾を得て引渡しを受ける部分（以下「指定部分」という。）の完了を確認するための検査をいう。

(契約検査室の行う検査)

第4条 契約検査室長は、1件の設計金額が50万円以上の委託業務について第3条の検査を行うものとする。

(発注担当課等の行う検査)

第5条 発注担当課等の長は、1件の設計金額が50万円未満の委託業務について第3条の検査を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、新工法、特殊工法その他当該発注担当課等において行うことが適当

でない委託業務の検査は、契約検査室長に依頼することができる。

(検査員の選任等)

第6条 検査員の選任は、受託者から提出された委託業務完了通知書又は指定部分に係る委託業務完了通知書を受理したときまでに行うものとする。

2 2人以上の検査員により検査を行う必要があると認められる場合は、それぞれの検査員の検査の対象を委託業務の種別等により定めるとともに、総括する検査員を定めなければならない。

3 町長は、当該委託業務の調査職員を検査員に選任してはならない。

(検査の時期)

第7条 検査は、原則として委託期間内に行うものとし、検査員は、受託者から委託業務完了通知書又は指定部分に係る委託業務完了通知書の提出があった日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

(検査の立会)

第8条 検査を実施するときは、受託者又は管理技術者のほか、照査技術者を選定している場合は照査技術者並びに調査職員を立会わせるものとする。

(検査の方法)

第9条 検査員は、委託業務の成果を対象とし、委託業務の契約書及び設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に基づき成果品が適正なものとなっているかについて、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査結果の処理)

第10条 検査員は、検査の結果、委託業務の成果品が委託業務の契約書及び設計図書に適合すると認める場合は、日出町財務規則(平成14年規則第2号)第98条に定める検査調書を作成し、契約担当者に報告するものとする。

2 検査員は、検査の結果、委託業務の成果品が、委託業務の契約書及び設計図書に適合しないと認める場合は、契約担当者にその検査結果を検査結果報告書(様式第1号)により報告しなければならない。

3 契約担当者は、前項の報告を受けた場合は、受託者に対して期間を定め、修補その他適当な処理をさせなければならない。

(修補終了の検査)

第11条 修補の終了に係る検査については、第8条から前条までの規定を準用する。

(部外との協定に基づく検査)

第12条 日出町以外の組織との協定に基づく検査については、この要綱に準じて検査を行うものとする。

(帳簿の保管)

第13条 委託業務発注担当課は、次の各号に掲げる帳簿を備え常時記録を明らかにし、保管するものとする。

(1) 委託業務検査台帳(様式第2号)

(2) その他必要な書類

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年3月26日告示第26号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第10条関係)

様式第2号(第13条関係)

検査結果報告書

委託業務名			
委託業務場所			
履行期間	自 年 月 日	受託者	代表者
	至 年 月 日		
完成年月日	年 月 日		
検査年月日	年 月 日	調査職員	
検査員			
検査結果			

上記のとおり、委託業務の完了(部分完了)検査を行ったので、日出町土木設計等委託業務検査要領第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

検査員

印

契約担当者

様

委託業務検査台帳（完了・部分完了）

日出町

委託業務名				
委託業務場所				
検査年月日	年 月 日	担当課		
検査員 職氏名	印	立 会 人	調査職員	
			受託者	
設計額		受 託 者	商号	
契約額			代表者	
調査職員 職氏名	主) 副)		管理技術者	
履行期間	年 月 日 から			
	年 月 日 まで	完了年月日		
設計概要		検査記事		